

静岡市告示第170号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条に規定する療育の給付に関する静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

療育の給付

階層 区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月 額	徴収基準加 算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	220円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ の課税世帯	4,500円	450円
D 1	A階層、B階層及びC	3,000円以下	580円
D 2	階層を除き当該年度	3,001円以上5,800円以下	690円
D 3	分の市町村民税の課	5,801円以上8,700円以下	760円
D 4	税世帯であって、その	8,701円以上13,000円以下	850円
D 5	市町村民税所得割の	13,001円以上17,400円以下	940円
D 6	額の区分が次の区分	17,401円以上22,400円以下	1,100円
D 7	に該当する世帯	22,401円以上28,200円以下	1,250円
D 8		28,201円以上58,400円以下	1,620円
D 9		58,401円以上75,000円以下	1,870円
D10		75,001円以上96,600円以下	2,310円
D11		96,601円以上121,800円以下	2,750円
D12		121,801円以上175,500円以下	3,570円

D13		175,501円以上221,100円以下	44,000円	4,400円
D14		221,101円以上380,800円以下	52,300円	5,230円
D15		380,801円以上549,000円以下	80,700円	8,070円
D16		549,001円以上579,000円以下	85,000円	8,500円
D17		579,001円以上700,900円以下	102,900円	10,290円
D18		700,901円以上849,000円以下	122,500円	12,250円
D19		849,001円以上1,041,000円以下	143,800円	14,380円
D20		1,041,001円以上	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

備考

1 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

2 徴収基準月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の徴収基準月額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 入院又は通院期間が、1月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、更に日割計算によって決定する。

基準月額×(その月の入院(通院)期間/その月の実日数)

ウ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

エ 児童に扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の3親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとし

て、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。以下同じ。)がないときは、徴収基準月額の設定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収基準月額を設定するものとする。

### 3 世帯の階層区分の認定

#### (1) 認定の基礎となる表中の用語の定義

この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。

#### (2) 認定の原則

世帯の階層区分の認定は、児童の属する世帯（児童と生計を一にする消費経済上の単単位を指すものをいう。）の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者の全てに係るその所得割等の課税の有無により行うものとする。

#### (3) 適用時期

毎年度の徴収基準の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

### 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次の定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしてい

ない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当するものであるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、都道府県、指定都市又は中核市（地方自治法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）が徴収する額は、都道府県、指定都市又は中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び静岡県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡県規則第134号）第5条に規定する自己負担月額を差し引いた額を超えないものとする。

#### 6 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

7 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（旧告示の廃止）

2 児童福祉法第20条に規定する療育の給付に関する静岡県児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（平成20年静岡県告示第371号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第20条に規定する療育の給付に関する静岡県児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。